

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

鈴鹿市

鈴鹿市土地開発公社

独立行政法人水資源機構三重用水管理所

中部電力株式会社

西日本電信電話株式会社三重支店

東邦ガス株式会社



災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）、鈴鹿市土地開発公社（以下「乙」という。）及び独立行政法人水資源機構三重用水管理所（以下「丙」という。）と中部電力株式会社（以下「丁」という。）、西日本電信電話株式会社三重支店（以下「戊」という。）及び東邦ガス株式会社（以下「己」という。）は、鈴鹿市内に地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙又は丙（以下「甲等」という。）が所有し、又は管理する用地等を、丁、戊又は己（以下「丁等」という。）の災害復旧活動の用地（工事用資機材の設置を含む。）（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として確保し、電気、通信、ガス等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 丁等が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲等に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 甲等は、前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

3 甲等は、甲等が管理する施設が災害復旧を要する場合には、その復旧に支障のない範囲で使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 丁等は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合は、丁等が協議してそれぞれの使用範囲、方法等を定めるものとする。

2 丁等は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、施設の光熱水費は丁等の負担とするとともに、甲等と協議して使用内容、期間等を定めるものとする。

3 丁等は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲等と協議のうえ、それぞれが自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 甲等は、災害復旧用オープンスペース及び施設を丁等に無償で使用させるものとする。

（原状回復）

第6条 丁等は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において撤去するものとする。

(損害賠償)

第7条 丁等は、災害復旧用オープンスペースの使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)



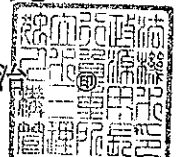



第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲等及び丁等が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成19年3月30日から、その効力を有するものとし、甲等又は丁等が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を6通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己記名押印のうち、各自その1通を保有する。

平成19年3月30日

甲	鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市長	川岸 光 男	
乙	鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市土地開発公社 理事長	一見 奉 雄	
丙	三重郡菰野町大字菰野字飛越7961番地の2 独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所長	及 川 拓 治	
丁	津市丸之内2番21号 中部電力株式会社 取締役 三重支店長	新 澤 隆	
戊	津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社 三重支店長	伊 藤 彰 敏	
己	名古屋市熱田区桜田町19番18号 東邦ガス株式会社 取締役 常務執行役員	鷺 坂 正	

別表

災害復旧用オープンスペース一覧表 平成19年3月30日

No.	名称	所在地番	面積	所有者・管理者	備考
1	御菌工業団地運動広場	鈴鹿市御菌町字鎌田 3600-18 地先	約 11,100 m ²	鈴鹿市	
2	考古博物館所管用地 (伊勢国分寺跡)	鈴鹿市国分町字堂跡 282-1 地先	約 50,000 m ²	鈴鹿市	
3	加佐登調整池 鈴鹿市土地開発公社 所管用地	鈴鹿市加佐登町字栗林 2077-2 地先	約 14,357 m ²	鈴鹿市 土地開発公社	
4	加佐登調整池 三重用水管理所 所管用地	鈴鹿市加佐登町字栗林 2106-2 地先	約 20,000 m ²	独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所	

平成 年 月 日

様

要請者

住所

氏名

印

災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書

平成19年 月 日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

1 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 要請地

要請地	名称	所在地番	面積	所有者・管理者	備考
	御菌工業団地運動広場	鈴鹿市御菌町字鎌田 3600-18 地先	約 11,100 m ²	鈴鹿市	
	考古博物館所管用地 (伊勢国分寺跡)	鈴鹿市国分町字堂跡 282-1 地先	約 50,000 m ²	鈴鹿市	
	加佐登調整池 鈴鹿市土地開発公社 所管用地	鈴鹿市加佐登町字栗林 2077-2 地先	約 14,357 m ²	鈴鹿市 土地開発公社	
	加佐登調整池 三重用水管理所 所管用地	鈴鹿市加佐登町字栗林 2106-2 地先	約 20,000 m ²	独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所	

※要請地に○印をつけること

3 連絡先

以上

